

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が6月28日に改正されました

条例改正の背景

令和3年6月28日、八街市で、下校中の小学生が飲酒運転のトラックにはねられ5人が死傷するという、大変痛ましい事故がありました。この事故を受けて、県の責務と県民、事業者などの役割を明らかにし、飲酒運転のない、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が制定され、県では、飲酒運転根絶に向けた取組を進めてまいりました。

しかしながら、いまだに飲酒運転は後を絶たず、千葉県の飲酒運転に係る事故件数は全国上位を推移している状況が続いています。そこで、飲酒運転根絶に向けた取組をより推進していくため、本年6月28日に条例が改正されました。

改正の主な内容

(一)すべての事業者

従業員が通勤中に飲酒運転で検挙された場合、県から勤務先に対し、違反した事実を通知します。通知を受けた事業所は、アルコールチェックや教育、指導などを行わなければなりません。

県における飲酒運転根絶に向けた取組

(一)県民への啓発広報

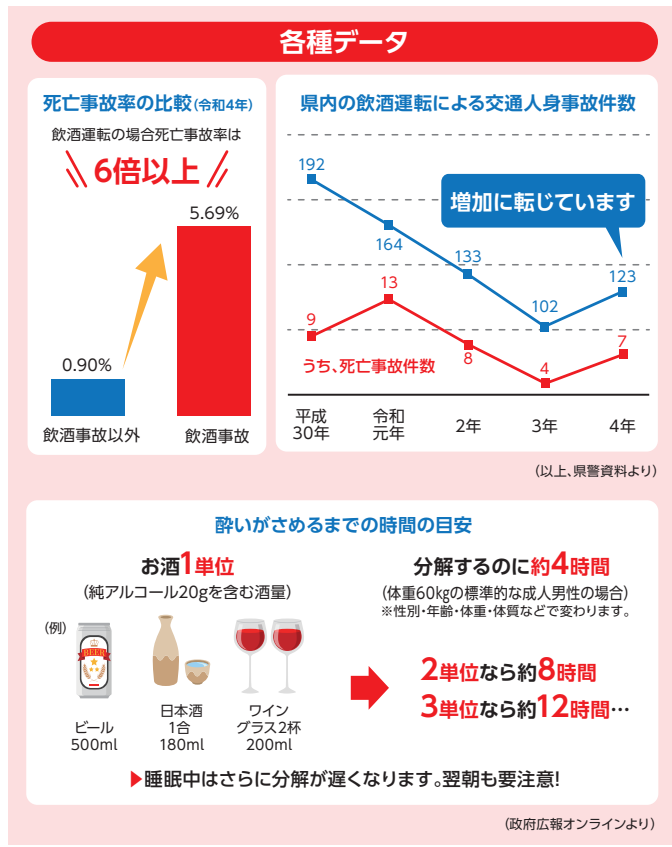
県では、本条例の改正の内容について、ラジオCM、

(三)飲酒運転根絶計画の策定

飲酒運転の根絶に向けた取組を総合的に推進していくため、県や市、関係団体で構成する飲酒運転根絶連絡協議会で、飲酒運転根絶計画を策定します。県では、現在計画案の策定作業を行っており、市町村の取組についても盛り込みますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(二)飲食店

ア 酒類を提供した利用客が飲酒運転で検挙された場合、県から飲食店に違反した事実を通知します。
イ 通知を受けた飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認の徹底などを行わなければなりません。
ウ 1年以内に再度通知を受けた場合で、飲酒運転防止措置が取られていない場合、県は飲酒運転防止措置に関する指示をします。
エ 指示に従わないときは、県は店名などを公表し、指示書の掲示を命令します。
オ 指示書を掲示しないときは、5万円以下の過料を徴します。



(ちば県民だより令和5年6月号より)

あなたとみんなの命を守る ちばサイクルール
千葉県自転車安全利用ルール

自転車に乗る前のルール

- 1 自転車保険に入ろう
万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 2 点検整備をしよう
タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。
- 3 反射器材を付けよう
車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。
- 4 ヘルメットをかぶろう
特に、子ども(高校生以下)と高齢者(65歳以上)が自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 5 飲酒運転はやめよう
お酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。

自転車に乗るときのルール

- 1 車道の左側を走ろう
自転車は車の仲間、車道通行が原則です。車道を通行するときは道路の左側に寄って通行しましょう。
- 2 歩いている人を優先しよう
例外的に歩道を通行するときは、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 3 ながら運転はやめよう
傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。
- 4 交差点では安全確認しよう
交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。
- 5 夕方からライトをつけよう
夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用5則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

目的

県の責務と県民、事業者などの役割を明らかにし、飲酒運転のない、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現する。

飲食店の役割など

- ポスターなどの飲酒運転根絶に関する啓発文書の掲示に努める。
- 利用客の交通手段の確認に努め、利用客が飲酒運転をする恐れがあるときは防止に努める。
- 利用客の飲酒運転を発見した場合は警察へ通報するよう努める。

- 改正(追加)**
- 酒類を提供した利用客が違反した場合
 - ▶県から飲食店に違反した事実を通知。
 - ▶飲食店は、ポスター掲示や交通手段の確認の徹底などを行わなければならない。
 - ▶1年以内に再度通知を受けた場合、県は飲酒運転防止措置に関する指示をする。
 - ▶指示に従わないときは、県は店名などを公表し、指示書の掲示を命令する。
 - ▶指示書を掲示しないときは5万円以下の過料。

その他、酒類小売業者、タクシー事業者、運代行業者、駐車場所有者、イベント等主催者などの役割についても規定されています。詳しくは、HPをご覧ください。



すべての事業者の役割など

- 車を運転する際の運転者の飲酒の有無の確認に努める。
- 従業員に対し飲酒運転根絶に関する教育、指導などに努める。

- 改正(追加)**
- 従業員が通勤中に違反した場合
 - ▶県から勤務先に違反した事実を通知。
 - ▶事業者は、アルコールチェックや教育、指導などを行わなければならない。

条例の概要 (ちば県民だより令和5年6月号より)

チラシ、ポスター等で周知してまいりました。さらに、飲酒運転根絶に向けて、酒類販売店や駐車場利用者等を対象とした啓発事業や、インターネットを活用した広報啓発活動(検索連動型広告)、中高生を対象としたメッセージコンクールを引き続き実施してまいります。

(二)率先垂範の取組

公務員が飲酒運転で検挙される例も後を絶ちません。県職員による飲酒運転については、懲戒免職等厳正な処分を臨むこととしています。また、本条例では、県職員だけでなく、市町村の職員も飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとされていますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

おわりに

県内の飲酒運転による交通人身事故件数は、近年減少傾向にあったものの、令和4年には増加に転じてしまいました。飲酒運転は、それ以外の交通事故と比較すると、死亡事故率が6倍以上にもなり、危険極まりないものです。県一体で、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない!」という意識を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

コラム

自転車ヘルメットについて

本年4月1日から、道路交通法の改正により、

自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っており、交通事故の被害の軽減のためには頭部を守ることがとても重要です。自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう。

また、自転車も車と同じ「車両」です。自転車を運転する際は、交通ルールを守り、安心・安全な運転を心がけるようお願いいたします。

ヘルメット以外にも、県では県民の皆様を守っていただきたいことを10項目にまとめ、「ちばサイクルール」を制定していますので、皆様の御理解と自転車の安全利用への積極的な心掛けをよろしくお願いいたします。